

先物・オプション取引ルール

1. 先物・オプション取引口座開設

(1) 口座開設基準

当社で先物・オプション取引口座を開設されるには、以下の条件が必要となります。

- 当社の「証券総合取引口座」が開設されていること。
- 十分な金融資産及び証券知識があること。
- 株式の投資経験があること。
- 80歳未満の成人(満20歳以上)であること。
- 「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書」、「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」、「先物・オプション取引ルール」の内容を十分にご理解のうえ必要書類を差入れていただけること。
- インターネットによる取引が可能であること。
- 本人専用のEメールアドレスがあること。
- 電話及びEメールにより当社から常に連絡がとれること。
- 当社Webサイトの「重要事項のご確認」に記載の事項をすべて確認されていること。

(2) 提出書類

- 「先物・オプション取引口座設定約諾書(大阪証券取引所)」
- 「先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書」

(3) 口座開設までの流れ

- ① 当社「証券総合取引口座」の開設がお済みで無いお客様は、当社Webサイトより、お申込みください。
 - ② 当社Webサイトにて「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書」、「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」、「先物・オプション取引ルール」の内容を十分にご理解ください。
 - ③ 当社Webサイト上の「先物・オプション取引口座開設申込」にて必要事項をご入力の上、お申込みください。
 - ④ 当社が必要と認めた場合には、電話等によるヒアリング審査を行います。
 - ⑤ 審査結果をEメールにてご通知いたします。
 - ⑥ 審査を通過されたお客様は「先物・オプション取引口座」を開設します。
- 審査にあたり確認のため当社からご連絡させていただく場合がございます。また、口座開設基準を満たしていても社内審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由について開示いたしませんのでご了承ください。

(4) 取引コースの変更

当社の先物・オプション取引口座には「通常取引コース」と「アクティブ取引コース」の2種類があります。アクティブ取引コースとは、日中取引の発注時に必要な証拠金について、SPAN証拠金額に対する掛目を通常取引コースより低く設定したコースをいいます。

① 通常取引コースからアクティブ取引コースへの変更

a) 申込基準

- 過去3ヶ月以内に当社において、先物又はオプションの取引実績があること。
- 申込時点において、原則、オプション取引の売建注文及び売建残高がないこと。
- 過去1年間において立替金等の発生がないこと。

b) 申込方法等

- 当該コースのお申込みは、当社Webサイトの「先物・オプション取引」画面よりお手続きください。お申込手順の詳細につきましては当社Webサイトをご確認ください。
 - 当社における審査を通過されたお客様は「アクティブ取引コース」に変更されます。当社Webサイトの「先物・オプション取引」画面から適用されているコース名をご確認ください。
- なお、申込基準を満たしていても社内審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由について開示いたしませんのでご了承ください。

② アクティブ取引コースから通常取引コースへの変更

アクティブ取引コースから通常取引コースへの変更は、当社Webサイトの「先物・オプション取引」画面よりお手続きください。なお、通常取引コースへの変更条件はございません。また、15:45までに変更手続きを行った場合、翌取引日からコース変更が適用されます。

2. 先物・オプション取引における基本的事項

- (1) 先物・オプション取引口座を開設されますと、MRF(マネー・リザーブ・ファンド)はお取扱いできません。先物・オプション取引口座開設時にMRFのお預り残高はすべて返還(売却)し、MRF累積投資口座は解約いたします。
- (2) 証拠金の振替はお客様自身でお振替いただきます。当社Webサイト「入出金・振替」―「振替入金指示」―「先物・オプション」画面又は「入出金・振替」―「振替出金指示」―「先物・オプション」画面でお手続きください。

- (3) 当社では証拠金は現金のみ取扱います。代用有価証券での証拠金差入れは承っておりませんので予めご了承ください。
- (4) 最終建玉決済日(先物・オプション取引口座開設後、全くお取引が無い状態も同様とします。)から当社が定める期間を経過しますと、先物・オプション取引口座は閉鎖される場合があります。なお、先物・オプション取引口座が閉鎖されますと、再度先物・オプション取引を行う場合には、新規に先物・オプション取引口座をお申込みされる場合と同じ手続きをおとりいただく必要があります。
- (5) アクティブ取引コースにおける注意事項
- ① アクティブ取引コースの掛目は日中取引にのみ適用するものとし、イブニング・セッション取引時は通常取引コースの掛目といたします。
 - ② オプション取引の売建はできません。
 - ③ 毎取引日の後場終了後において建玉がある場合、値洗いは通常取引コースと同様の計算を行います。証拠金不足が発生した場合の手続き等につきましては「6. 追加証拠金について」に準じます。
 - ④ 追証が発生した場合は、追証が解消されるまでの間はアクティブ取引コースの掛目は適用されません。

3. 取扱商品と限月

当社の先物・オプション取引における当社の取扱商品は以下のとおりです。

- ① 大阪証券取引所上場の日経225先物取引
買建及び売建、全限月
- ② 大阪証券取引所上場の日経225mini
買建及び売建、全限月
- ③ 大阪証券取引所上場の日経225オプション取引
コール及びプット、買建及び売建、全限月

商品内容の詳細につきましては、「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」又は当社Webサイトをご確認ください。

(1) 注文の種類

当社の先物・オプション取引は通常注文、ステップ注文、ペア注文、ステップ・ペア注文、バスケット注文があります。ペア注文の2つの注文は4ティック以上離れた価格を入力する必要があります。

(2) 執行条件

当社の先物・オプション取引は成行、指値、寄成、寄指、引成、引指、不成、逆指値注文の執行条件があります。

(3) 注文の有効期間

当社における注文は当日のみ有効です。

ただし、日中取引の注文はイブニング・セッションに引継がれず、イブニング・セッションの注文は、同一取引日の日中注文には引継がれません。

(4) 取引単位

当社の先物・オプション取引の取引単位は1枚の整数倍です。

1枚あたりの取引金額は、以下のとおりです。

日経225先物取引	: 日経平均株価の1,000倍
日経225mini	: 日経平均株価の100倍
日経225オプション取引	: プレミアムの1,000倍

(5) 呼値の単位

先物・オプション取引の呼値は以下のとおりです。

日経225先物取引		: 10円
日経225mini		: 5円
日経225オプション取引	プレミアムが 20円以下の場合	: 1円
	プレミアムが 20円超 1,000円以下の場合	: 5円
	プレミアムが 1,000円超の場合	: 10円

(6) 制限値幅

先物・オプション取引は相場の急激な変化により投資家が不測の損害を被ることがないように、基準値から上下16%程度の以下の制限値幅を設けています。ただし、金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

基準値	制限値幅
7,500円未満	上下 1,000円
7,500円以上 10,000円未満	上下 1,500円
10,000円以上 12,500円未満	上下 2,000円
12,500円以上 17,500円未満	上下 3,000円
17,500円以上 22,500円未満	上下 4,000円
22,500円以上 27,500円未満	上下 5,000円
27,500円以上 32,500円未満	上下 6,000円
32,500円以上 37,500円未満	上下 7,000円
37,500円以上 42,500円未満	上下 8,000円
42,500円以上	上下 9,000円

※基準値 : 日経225先物取引(日経225miniを含む) 前日の当該限月の終値又は最終気配値
日経225オプション取引 前日の日経225の終値

(7) サーキット・ブレーカー制度

指数先物取引(日経225先物取引、日経225mini)の各限月取引において先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、指数先物取引が一時中断されます。また、指数先物取引が中断されると、同時に指数オプション取引(日経225オプション取引)についても取引が一時中断されます。この場合、指数オプション取引については、当該指数先物取引の限月取引に対応する限月取引(例えば、先物取引の3月限月に対しては、オプション取引の1、2、3月限月)が中断されます。

基準値段	サーキット・ブレーカー発動基準	
	第1値幅	第2値幅
7,500円未満	500円	750円
7,500円以上 10,000円未満	750円	1,100円
10,000円以上 12,500円未満	1,000円	1,500円
12,500円以上 17,500円未満	1,500円	2,250円
17,500円以上 22,500円未満	2,000円	3,000円
22,500円以上 27,500円未満	2,500円	3,750円
27,500円以上 32,500円未満	3,000円	4,500円
32,500円以上 37,500円未満	3,500円	5,250円
37,500円以上 42,500円未満	4,000円	6,000円
42,500円以上	4,500円	6,750円

(8) 注文受付時間

当社の注文受付時間は原則以下のとおりとなります。

日	月～金	土
0:00～24:00	0:15～7:55 (月のみ 0:00～7:55)	0:15～06:30
	8:00～11:00	10:00～24:00
	11:15～15:10	
	16:10～23:30	

(9) 取引時間

当社の先物・オプション取引は大阪証券取引所の取引時間に準じます。大阪証券取引所の取引時間は以下のとおりです。

午前立会(前場)	9:00～11:00
午後立会(後場)	12:30～15:10
イブニング・セッション(夕場)	16:30～23:30

イブニング・セッションについて

イブニング・セッション(夕場)の開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の午前立会及び午後立会並びにJ-NETデリバティブ取引(当該営業日の午後4時までの取引に限る。))をいう。)終了までを「取引日」とし、必要証拠金及び値洗い差金等の計算は「取引日」単位で行われます。

原則として日中取引と同じルールに基づき取引が行われます。

(10) 注文上限数

当社における注文上限数は建玉上限の範囲内となります。

(11) 建玉上限

各取引の建玉上限は以下のとおりです。

取引	上限枚数	備考
先物取引	200枚	日経225miniは1枚あたり0.1枚で換算
オプション取引	200枚	売建玉のみ

(12) 取引規制

先物・オプション取引では、市場の動向に応じて取引規制を行うことがあります。

取引規制には、大阪証券取引所が取引の状況に異常があると認める場合、又はそのおそれがあると認める場合に発動する取引規制と、当社独自の判断による取引規制があります。

【取引所による取引規制】

- 制限値幅の縮小
- 証拠金の差入れ日時の繰上げ
- 証拠金額の引上げ
- 証拠金の有価証券による代用の制限
- 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- 株価指数先物取引の制限又は禁止
- 株価指数オプション取引の制限又は禁止
- 建玉制限

【当社独自の判断による取引規制】

- 必要証拠金計算時のSPAN証拠金額に対する掛目の引上げ
- 最低維持証拠金計算時のSPAN証拠金額に対する掛目の引上げ

- c) 1回あたりの注文上限数の引下げ
- d) 建玉上限数の引下げ

また、イブニング・セッションにおいて、後場終了後のシステム一括処理の終了が遅延した場合、当日の取扱いを中止する又は注文受付の開始を取引開始時刻より遅らせる場合があります。

(13) 取引最終日

取引最終日は、各限月の第2金曜日の前営業日の後場までです。なお、取引最終日にはイブニング・セッションは行われません。また、各限月の第2金曜日が休業日に当たる場合には順次繰上げられます。

(14) SQについて

① SQ日

SQ日は取引最終日の翌営業日となります。

② SQによる決済

取引最終日を過ぎて未決済建玉がある場合には、SQ(特別清算数)値に基づいて決済されます。決済代金は以下のとおりです。なお、オプション取引の買建玉については自動権利行使されます。権利消滅以外の建玉は権利放棄することができません。オプション売建玉について、権利行使が行われた場合には、取引所より割当てられた数量を当社が定めるところにより、売建玉をお持ちのお客様に割当てます。

【日経225先物取引】

売建玉の場合 決済代金 = (建単価 - SQ値) × 建玉数量 × 1,000 - (税込手数料)

買建玉の場合 決済代金 = (SQ値 - 建単価) × 建玉数量 × 1,000 - (税込手数料)

【日経225mini】

売建玉の場合 決済代金 = (建単価 - SQ値) × 建玉数量 × 100 - (税込手数料)

買建玉の場合 決済代金 = (SQ値 - 建単価) × 建玉数量 × 100 - (税込手数料)

【日経225オプション取引】

コール買建玉 決済代金 = 決済代金(SQ値 - 権利行使価格) × 建玉数量 × 1,000

コール売建玉 決済代金 = 決済代金(権利行使価格 - SQ値) × 建玉数量 × 1,000

プット 買建玉 決済代金 = (権利行使価格 - SQ値) × 建玉数量 × 1,000

プット 売建玉 決済代金 = (SQ値 - 権利行使価格) × 建玉数量 × 1,000

5. 証拠金

(1) 証拠金の前受け

当社の先物・オプション取引は前受制です。新規建は「取引余力」の範囲内とし、決済は建玉の範囲内又は「取引余力」の範囲内とします。必要証拠金の拘束は建玉と注文の両者に対して行われます。

(2) 証拠金について

当社での先物・オプション取引には、大阪証券取引所の採用する「SPAN®」で計算したSPAN証拠金額をもとに当社が定める証拠金所要額が必要となります。また、当社の先物・オプション取引で差入れ又は預託していただく証拠金は全額現金のみとさせていただきます。代用有価証券での差入れ又は預託は承っておりませんのであらかじめご了承ください。

① 最低必要証拠金

先物・オプション取引に係る最低必要証拠金はありません。

② 発注必要証拠金

通常取引コース = (SPAN証拠金額 × 1.0(※1)) - ネットオプション価値の総額

アクティブ取引コース = (SPAN証拠金額 × 当社が別途定める掛目(※2)) - ネットオプション価値の総額

③ 最低維持証拠金

最低維持証拠金 = (SPAN証拠金額 × 1.0(※3)) - ネットオプション価値の総額

④ ネットオプション価値の総額

ネットオプション価値の総額 = 買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額

(※1) 指数又はプライス・スキャンレンジの変動状況によっては、発注必要証拠金計算時のSPAN証拠金額に対する掛目を引上げることがあります。

(※2) 当社が別途定める掛目については、当社Webサイトをご確認ください。また、変更の都度、当社Webサイトに掲載いたします。

(※3) 最低維持証拠金計算時のSPAN証拠金額に対する掛目について当社の任意で引上げることができるものとします。

また、アクティブ取引コースの場合、日中取引時は上記②の「当社が別途定める掛目」により計算した額が表示されますのでご注意ください。

6. 追加証拠金について

(1) 値洗い

当社は、毎取引日の取引終了後、お客様の全建玉及び当該取引日の全取引の状況等に基づき、お客様の当社受入証拠金の額、最低維持証拠金所要額を算出いたします。この結果、お客様の当社受入証拠金の額が最低維持証拠金所要額を下回った場合には、不足額以上の額を追加証拠金として差入れ又は預託していただきます。証拠金の状況は取引画面にてご確認ください。

※ 先物取引の建玉については、毎日の清算指数を基準として値洗いが行われます。その評価差損益は当社受入証拠金の計算に反映されます。

※ オプション取引の建玉については、値洗いは行われず、毎日の清算指数を基準として算出されるネット・オプション価値の総額が証拠金所要額の計算に反映されます。なお、オプション取引における清算指数とは、金融商品取引所が定める理論価格又は本質的価値(プットオプションにあつては、権利行使価格からその日のオプション清算指数を差引いて得た数値、コールオプションにあつては、その日のオプション清算指数から権利行使価格を差引いて得た数値)のいずれかの数値で金融商品取引所が定める数値となります。

(2) 追加証拠金

値洗いの結果、受入証拠金が最低維持証拠金所要額を下回った場合には、建玉決済(強制決済を含む)の有無に関わらず、最低維持証拠金所要額を上回る金額以上の追加証拠金(以下、証拠金差入所要額といいます。)を発生日の翌営業日の15:20までに先物・オプション取引口座に振替入金していただく必要があります。

※ 先物・オプション取引口座への振替は証券総合取引口座へご入金後、お客様自身で振替していただく必要がございます。

※ 証拠金差入所要額は、発生日の17:00頃に先物・オプション取引画面に表示いたします。

(原則として、当社より電話連絡等はいたしませんのでご注意ください。)

証拠金差入所要額を期限までにご入金いただけない場合には、発生日の翌々営業日中取引の寄付で当社の任意で全ての建玉を決済させていただきます。その際に発生した決済損はお客様の債務に帰属します。当該決済損が証拠金で充当できない場合には不足金が発生します。

強制決済後は、以後の当社におけるすべての取引において制限させていただく場合があります。

(3) 不足金

先物・オプション取引の決済等により、お客様の先物・オプション取引口座に不足金が生じた場合は、不足金相当額以上の金額を当該取引の受渡日の15:20までに先物・オプション取引口座に振替入金していただく必要があります。

※ 先物・オプション取引口座への振替は証券総合取引口座へご入金後、お客様自身で振替していただく必要がございます。

※ 不足金は、発生日の17:00頃に先物・オプション取引画面に表示いたします。

(原則として、当社より電話連絡等はいたしませんのでご注意ください。)

不足金を期限までにご入金いただけない場合には、当社の任意でお客様の証券総合取引口座から先物・オプション取引口座へ振替入金手続きを行うことがあります。その際にすでにお客様が発注済みである注文を取消し又はお預りするお客様の有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただく場合があります。また、証券総合取引口座からの出金・出庫指示を当社の任意により取消させていただく場合があります。さらに不足金が発生する場合には速やかに不足金をご入金いただきます。

不足金を期限までにご入金いただけない場合、以後の当社におけるすべての取引において制限させていただくことがあります。

7. 手数料

当社の先物・オプション取引に係る手数料は、「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面 別紙1 先物・オプション取引の手数料」又は当社Webサイトをご確認ください。

(平成22年8月30日 改正)